

令和7年度福山市食肉センター特別会計補正予算
(第1号)

令和7年度福山市食肉センター特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2026年(令和8年)3月5日提出

福山市長 枝 広 直 幹

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
(1) 営業費	1 営業費	施設維持補修事業	32,000